# 茨城工業高等専門学校同窓会会則

### 第1章 総則

- 第1条 本会は、茨城工業高等専門学校(以下 茨城高専 という)の昭和 44 年 3 月 18 日発足した同窓会で あって茨香会と称し、本部を茨城高専に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の連絡を密にし親睦を図り併せて母校の隆盛と会員相互の発展に寄与することを 目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 会員相互の親睦・連絡に関すること。ただし個人情報の扱いに十分留意する。
  - (2) 茨城高専との連絡に関すること。
  - (3) 会員名簿の管理に関すること。
  - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

#### 第2章 会員

- 第4条 本会は、次の会員により構成する。
  - (1)正会員 茨城高専本科および専攻科に在学した者、ならびに本会の幹事会において承諾された者
  - (2) 特別会員 茨城高専に在職した、または在職している教員
  - (3) 名誉会員 会長が推薦し、幹事会において承認された者

### 第3章 役員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
  - 会長 1名 副会長 3名 会計1名 会計監査1名 事務局員 若干名
- 第6条 会長は、正会員の中から幹事会で選出し、会務を統括する。
- 第7条 副会長は、正会員の中から幹事会で選出し、会長を補佐するとともに、必要に応じて代行する。
- 第8条 幹事は、同期正会員中より本科卒業生から各クラス2名ずつ、専攻科修了生からは1名を会員の 互選により選出する。
- 第9条 会計は、正会員の中から幹事会で選出し、会計事務にあたる。
- 第10条 会計監査は、正会員の中から幹事会で選出し、会計の監査を行い幹事会に報告する。
- 第11条 事務局員は、会員の中から役員会の推薦により会長が委任し、会の事務にあたる。
- 第12条 役員は役員会を組織して会務の運営に当たり、会長はその執行の責にあたる。
- 第13条 各役員の任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第14条 特別な理由により、役員の中で会務の遂行が不可能になる役員が生じた場合は、役員会で決定の上、 次の幹事会まで他の役員が代行する。

#### 第4章 会議

- 第15条 総会は会員で構成し、第3条の達成のために幹事会が会務運営上必要と認められた場合、 会長がこれを招集する。
- 第16条 幹事会は、役員および幹事によって構成され、毎年1回会長が招集する。 ただし、会長が会務運営上必要と認めた場合、幹事2分の1以上の要求のあった場合は、 随時に招集することができる。

- 第17条 幹事会は、委任状を認め次の事項を審議する。
  - (1) 本会の予算、決算の承認
  - (2) 会則の改廃および諸規定の制定
  - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 第18条 幹事会の議決は、出席人員の過半数の同意を必要とする。
- 第19条 本会の会務内容は、会報または適当な方法により会員へ連絡または報告する。

#### 第5章 会計

- 第20条 正会員は、入会金(別途定める)を本科あるいは専攻科入学時、または本科へ編入学時に納入し、 総会その他の特別事業等の運営費用はその都度協力を要請するものとする。
- 第21条 本会の経費は、入会金および寄付金をもってこれに充てる。ただし、特に使途を指定した寄付金は、 寄付者の承認がなければ一般経費として使用できない。
- 第22条 現金の保管は、次の方法による。
  - (1)銀行預金 (2)郵便預金 (3)国庫債券
- 第23条 本会の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

### 第6章 支部

- 第24条 本会は、必要に応じ地区または職域に支部を置くことができる。ただし、支部長は支部名、支部員名簿 を会長に提出し、幹事会の承認をうける。
  - 2 支部代表者は、幹事会に出席することができる。ただし、議決権はない。

附則 本会則は、昭和44年4月1日から施行する。

附則 本会則は、昭和62年3月8日から施行する。

附則 本会則は、平成8年3月10日から施行する。

附則 本会則は、平成9年3月9日から施行する。

附則 本会則は、平成20年9月13日から施行する。

附則 本会則は、平成22年4月24日から施行する。

附則 本会則は、平成28年3月26日から施行する。

附則 本会則は、平成30年3月31日から施行する。

附則 本会則は、令和2年4月1日から施行する。

附則 本会則は、令和6年4月1日から施行する。

# 茨城工業高等専門学校同窓会細則

- 第1条 茨城工業高等専門学校同窓会会則を施行、運営するにあたり、本細則を適用するものとする。
- 第2条 施行、運営すべき事業は次のものとする。

#### 【慶弔規定】

区分	金品細目	適用
教員の退職	記念品の贈呈	30 年以上 3 万円
		10 年以上~30 年未満 2 万円
		10 年未満 1 万円
		なお、高専間教員交流に伴う異動は対象外とする
特別会員の転出	協議の上記念品の贈呈	
会員の死亡		連絡を受けた場合、弔電を打つ

#### 【会費規定】

入会金は、7,000円とする。

ただし、平成 31 年 4 月以前の入学生の入会金は 5,000 円とし、卒業または修了時に徴収する。 退会希望があっても返金しないものとする。

第3条 本会則の改廃は幹事会の協議により行うものとする。

附則 本細則は、昭和58年3月13日より施行する。

附則 本細則は、平成22年4月24日より施行する。

附則 本細則は、令和 2年4月1日より施行する。

附則 本細則は、令和6年4月1日より施行する。

## 沿革(制定・改正理由) ; 2020年4月

第1条 50周年を機に、同窓会の名称を『茨香会』と制定した。

第3条 事業内容を見直した。

第4条 各会員資格を見直し、準会員を削除した。

第5,6条 執行部表記を無くし役員会に統一、構成メンバーを明確化した。

第5~12条 役員を見直し、構成する役員会も明確化した。

第 15,16,18 条 総会、幹事会を規定し、召集(限定的;国会や旧日本軍) ⇒ 招集(一般的) に変更した。 第 20,21 条 会費徴収方法の変更。(令和 2 年からの 4 年間は過渡期で、入学・編入学時に未納の卒業生

からも徴収する) 細則は、現状に合わせて見直した 。(慶弔、会費)

### (制定・改正理由) : 2024 年 4 月

第1条 同窓会の発足日を追記した。(銀行利用に必要なため)

第3条(3) 名簿の Web 化移行により名簿の発行・配布が不要、管理が重要になるため。

第3条 同窓会員のみではなく、会員とした。

第5,9,10条 会計幹事を、会計と会計監査に分離し、その責を明確にした。

第11条以降 10条に役員任務を新たに記載、条項を1項繰り下げた。

第19条 文言の訂正。

第20条 特別事業等の運営費について「徴収」を「協力を要請」とした。また限定の表現を削除した。

第23条 会計年度を3月1日から翌年2月末日までに変更した。

細則第2条【会費規定】 退会希望の対応について明言した。(第4条(1)在学した者は正会員となるため) 2020年4月(制定・改正理由)の条項を修正した。(2024年4月改定で条項が1項繰り下げとなったため)